

お仕事の相談をしたい方へ（就労サポート）

療養中の就労をサポート

様々な施設、機関において職業紹介や各種相談、職業訓練等を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

職業紹介・相談・各種セミナー

八王子しごと情報館 ☎ 656-4788

八王子市旭町 10-2 八王子 TC ビル 3 階
※JR八王子駅北口から徒歩 1 分

ハローワーク八王子 ☎ 648-8609

八王子市子安町 1-13-1
※JR八王子駅南口から徒歩 3 分

東京しごとセンター多摩 ☎ 042-526-4510

立川市柴崎町 3-9-2 3 階
※JR立川駅南口から徒歩 4 分

労働相談

八王子労働基準監督署 ☎ 680-8752

八王子市明神町 4-21-1
八王子地方合同庁舎 3 階
※JR八王子駅北口から徒歩 12 分
(労働条件)
680-8785
(安全衛生)

労働相談情報センター ☎ 042-595-8705 多摩事務所

立川市柴崎町 3-9-2 6 階
※JR立川駅南口から徒歩 4 分

職業訓練

多摩職業能力開発センター ☎ 622-8201

八王子市台町 1-11-1
※JR八王子駅南口から徒歩 18 分
※京王山田駅から徒歩 15 分

様々な悩みの相談をしたい方へ（こころのサポート）

こころの健康相談

保健対策課 ☎ 645-5196 (八王子市保健所内)



詳しくはこちら

眠れない、気持ちが落ち込む、不安な気持ちが取れないなど、こころの悩みを感じていらっしゃる本人・ご家族・関係者に対し、保健師または専門医による相談を行っています。

女性のための相談・カウンセリング

男女共同参画センター ☎ 648-2234 (クリエイトホール8階)

女性が抱えるさまざまな悩みや問題について、女性の専門の相談員や心理カウンセラーが応じます。



詳しくはこちら

対象

女性のみ（原則として市内にお住まいの方が対象）

- ☑ 相談は無料です。ただし事前に予約をしてください。
- ☑ 個人の秘密やプライバシーは固く守ります。
- ☑ 相談(面談)の間、1歳から就学前のお子さんをお預かりします。予約の際にお申し出ください。

八王子市 がんと診断された方への支援・手当・サービス等一覧

発行日 令和2年3月
発行 八王子市
編集 健康医療部成人健診課

〒192-8501
八王子市元本郷町 3 丁目 24 番 1 号
Tel 042-620-7428 Fax 042-621-0279

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>



がんと診断された方への 支援・手当・サービス等一覧

現在、日本人男性の3人に2人、女性の2人に1人は、生涯にがんを発症しています。がんになる可能性はだれにもあります。一方で、いまやがんは治らない病気ではなく、全体で見れば6割が治ります。がんになっても、尊厳を保ちつつ、周囲の理解のもと住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、生きていける社会全体の支援、環境整備が求められています。

このリーフレットは、がんと診断された方が、行政、また、公的機関、医療機関で受けられる支援、手当、サービス等の概要を一覧にしています。

【参考・引用】がん検診のススメ 第3版 監修 中川恵一

生活に関する支援が必要な方へ（医療・介護・福祉サポート）

高額療養費制度

保険年金課 ☎ 620-7235 (市役所本庁舎1階) (75歳未満の方)



☎ 620-7364 (75歳以上の方)

詳しくはこちら

申請方法

概ね診療月の2～3か月後に支給申請書を世帯主に送付します。申請後、約1か月後に払い戻しとなります。

※75歳以上の方は、診療月の4～5か月後、東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。

限度額適用認定証

高額療養費に該当する治療を受ける場合、医療機関に「限度額適用認定証」を提示することで窓口での負担を該当の区分に応じた上限額に抑えることが出来ます。必要に応じ、担当窓口で申請してください。

※入院時の食事代や室料差額、保険適用外の診療は、高額療養費の対象とはなりません。

1か月に支払った医療費の自己負担額(窓口での支払額)が基準額を超えた場合、超えた分の額を高額療養費として支給します。

対象

八王子市国民健康保険加入者、または、後期高齢者医療制度加入者（社会保険等に加入の方は、加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。）

療養費の支給

保険年金課 ☎ 620-7235 (市役所本庁舎1階) (75歳未満の方)



☎ 620-7364 (75歳以上の方)

詳しくはこちら

疾病の術後に発生する四肢のリンパ浮腫のため、医師から弾性着衣(弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブ)あるいは弾性包帯の使用について指示があり、購入した場合、定められた額の範囲内で療養費の支給申請ができます。

対象

八王子市国民健康保険加入者、または、後期高齢者医療制度加入者（社会保険等に加入の方は、加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。）

支給対象となる疾病

乳腺をはじめとする腋窩部、子宮、泌尿器系等の悪性腫瘍によりリンパ節郭清術後に発生する四肢のリンパ浮腫。

介護保険制度

介護保険課 ☎ 620-7414 (市役所本庁舎1階) (介護認定に関すること)



☎ 620-7416 (保険給付に関すること)

詳しくはこちら

市に要介護認定申請を行い、要介護者、または、要支援者となった場合に、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス等の介護サービスを受けられます。

対象

- ☑ 市内居住の65歳以上の方で、要介護者、または、要支援者となった方
- ☑ 市内居住の40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、がん末期等の特定疾病により要介護者、または、要支援者となった方

※がん末期とは、医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものとします。

身体障害者手帳

障害者福祉課 (市役所本庁舎1階)

☎ 620-7367

身体に障害のある方がいろいろな援護を受けるために必要な手帳です。身体障害者手帳の申請を行い、手帳が交付されると、障害福祉サービスの支給や日常生活用具の給付など、様々な福祉サービスを受けることができます。



詳しくはこちら

対象

身体障害者福祉法に定める障害の種類や程度に該当すると認められた方

在宅医療相談窓口

八王子市 在宅医療相談窓口 (八王子市医師会館内)

☎ 622-1239

安心して在宅医療を受けられるよう、医療や介護の知識を持つ相談員が在宅医療を希望する方やご家族からの相談を無料で受けます。必要に応じて、関係機関の紹介や連絡調整を行い、在宅医療を受けるためのお手伝いをします。



詳しくはこちら

対象

在宅医療を希望する方、ご家族の方など

相談受付日

月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)
午前10時～午後4時

がん診療連携拠点病院における支援

東京医科大学八王子医療センター

●がん相談支援室 ☎ 665-5611

相談時間

平日の午前9時～午後4時

東海大学医学部附属八王子病院

●がん相談支援センター ☎ 639-1111

相談時間

月曜日から金曜日 午前9時～午後4時
第2・4・5土曜日 午前9時～午後2時

専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する総合支援・情報提供等を行う医療機関です。

各医療機関には、がんに関するよろず相談窓口が設置されています。がんに関する治療や緩和ケア、療養生活全般など、がん患者やご家族、どなたでも無料で相談できます。支援の詳細については、事前に各医療機関へ直接お問い合わせください。



お子さんの保育等が必要な方へ(子育てサポート)

一時保育

子どもの教育・保育推進課 ☎ 620-7447 (市役所本庁舎4階)

保護者が傷病等により、お子さんを家庭で保育できない場合に、保育園で一時的にお子さんをお預かりします。



詳しくはこちら

利用できる児童

生後2か月から就学前まで、かつ、市内居住の未就園の児童(受け入れ年齢は施設によって異なります。)

提供施設

市内公立保育園(6園)
市内民間保育園(19園)

利用日・利用時間(公立)

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時
※市立千人保育園のみ月曜日から土曜日利用可

申込方法(公立)

事前登録のうえ、利用日の1か月前から前日までに申し込み

費用(公立)

1日 1,600円～3,200円
※利用時間によって異なります

民間保育園は、申込み方法や一時保育料が園ごとに異なります。直接各園へお問い合わせください。

緊急保育

子どもの教育・保育推進課 ☎ 620-7447 (市役所本庁舎4階)

保護者の傷病等で家庭での保育が緊急に困難となるお子さんをお預かりします。



詳しくはこちら

利用できる児童

満1歳から就学前まで、かつ、市内居住の未就園の児童

提供施設

市内公立保育園(10園) ※各園1名(先着順)
市内民間保育園(16園)

休日保育

子どもの教育・保育推進課 ☎ 620-7447 (市役所本庁舎4階)

保護者の傷病等により、日曜日と祝日にご家庭で保育できない場合に、保育園でお子さんをお預かりします。



詳しくはこちら

提供施設

市立千人保育園 ※定員20名

☎ 八王子市千人町3-5-17 ☎ 661-3360
対象：満1歳から就学前まで、かつ、市内居住の児童

利用日・利用時間

1月4日から12月28日までの日曜日と祝日
午前7時30分～午後6時30分

申込方法

事前登録のうえ、利用日の1か月前から前日までに申し込み

費用(公立)

1日 3,000円
民間保育園等にも、市立保育園と同様の休日保育を行っている園があります。

利用日・利用時間(公立)

月曜日から金曜日 午前7時30分～午後6時30分
※やむを得ない理由がある場合は土曜日も利用可能

申込方法(公立)

事前登録のうえ、利用日の1か月前から前日までに申し込み

保育料(公立)

1週間 10,000円
※最短1週間から最長4週間まで利用可能
民間保育園は、直接各園へお問い合わせください。

ショートステイ(宿泊型一時保育)

子ども家庭支援センター ☎ 656-8225 (クリエイトホール地下1階)

保護者の傷病等で、一時的にお子さんの養育が困難で他に養育者がいない場合、施設や養育協力家庭で宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。



詳しくはこちら

提供施設

こどものうち八栄寮

☎ 八王子市館町2232-1 ☎ 664-2400
対象：満2歳から満12歳(小学生) 1泊2日 6,400円

キッズスペースドリーム

☎ 八王子市寺町23-5 ☎ 620-5180
対象：満1歳から満6歳(未就学児) 1泊2日 4,000円

市内の養育協力家庭

対象：満1歳から満12歳(小学生) 1泊2日 6,800円

利用回数

原則として、1人につき1か月(月の初めから末日まで)7日以内。

申込方法

利用希望日の平日3日前までに事前登録をしてください。
※その後、各施設で事前面談のうえ、利用開始となります。

子どもと家庭に関する総合相談

子ども家庭支援センター ☎ 656-8225 (クリエイトホール地下1階)

子どもと家庭に関するあらゆる相談をお受けしています。臨床心理士、社会福祉士、児童厚生員、保育士などの相談員が、相談者と一緒に考えます。プライバシーは守ります。ひとりでも悩まずにご相談ください。



詳しくはこちら

対象

0歳から18歳未満のお子さんの保護者、またはお子さん自身

相談方法

- お電話
- お越しいただいての面談
- メール
(お急ぎの場合はお電話ください)

メールフォーム

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/inquiry/mailform710000.html>